

2024 年度 秋季中部学生ヨット選手権大会

大会期間 2024 年 10 月 5 日（土）～ 2024 年 10 月 6 日（日）

開催地 愛知県蒲郡市 豊田自動織機海陽ヨットハーバー沖

帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 本大会は、「セーリング競技規則 2021-2024」（以下、『規則』という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 以下の規約および申合せ事項、規程を適用する。
文章は、全日本学生ヨット連盟のホームページにて入手できる。
<https://www.zennihon201809.com/>
 - (1) 全日本学生ヨット連盟規約
 - (2) 470 級学連申し合わせ事項
 - (3) スナイプ級学連申し合わせ事項
 - (4) 艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項
 - (5) 支援チーム規程
- 1.3 付則Pを適用する。
- 1.4 付則Tを適用する。
- 1.5 規則40.2(b)により規則40.1を適用する。
- 1.6 規則90.3(e)(3)を適用する。
- 1.7 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規程9.1に定められたレースを行う 最大風速に関する規定を除き適用されない。

2 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下、『指示』という）の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18 時までに掲示される。

3 競技者への通告

- 3.1 競技者への通告は、大会ホームページに設置される公式掲示板に掲示される。
大会ホームページ [中部学生ヨット連盟ホームページ](#)
- 3.2 抗議、救済要求、得点照会、プロテスト委員会への質問などの手続きを行うフォームは、大会 RRS.org からアクセスできる。
- 3.3 本大会の案内情報は LINE オープンチャットでも情報を展開する。LINE の不具合等は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。
- 3.4 オープンチャット URL QR コードは、大会ホームページに掲載している「ニックネームのルールについて」に掲示する
- 3.5 レガッタ・オフィスは、豊田自動織機 海陽ヨットハーバー（以下海陽ヨットハーバー）西棟に設けられる。

4 行動規範

競技者、および支援者は、主催団体、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

5 陸上で発する信号

5.1 陸上で発する信号は、海陽ヨットハーバー西棟の信号柱に掲揚する。

5.2 [NP][SP]音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚30分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇をしてはならない。

6 レース日程

6.1 それぞれの最初のレースの予告信号予定時刻は以下のとおりとする。

| 日 程 | 470 | スナイプ |
|----------|-------|-------|
| 10月5日(土) | 10:00 | 10:07 |
| 10月6日(日) | 9:45 | 9:52 |

6.2 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、レース委員会信号艇に音響1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

7 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

| クラス | クラス旗 |
|------|---------------|
| 470 | 白地に青色の470の形象 |
| スナイプ | 白地に赤色のスナイプの形象 |

8 コース

予告信号以前に、レース委員会信号艇のスターンに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

| マーク | 形状・色 |
|-----------------|------------|
| マーク1、2 | ピンク色の円錐形ブイ |
| 指示11に規定する新しいマーク | 黄色の円錐形ブイ |

スタート・マークは、レース委員会信号艇とポート端ある黄色の円錐形ブイとする。

フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇とポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールとスタート・マークの間とする。

- 10.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースの、準備信号からスタート信号の間、【添付図A】に示されたスタート・エリアを回避しなければならない。ゼネラルリコールとなった場合は、次のスタート信号までスタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A5.1およびA5.2を変更している。
- 10.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇のセール番号」は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。これは規則30.4を変更している。
- 10.5 [NP] 指示10.4以外で、スタート時にUFDまたはBFDと記録された「艇のセール番号」は、レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。UFD及びBFDと記録された「艇の識別番号」の掲示の不備に関して艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マークとフィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールとの間とする。

13 タイム・リミットと目標時間

13.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

| クラス | タイム・リミット | マーク1のタイム・リミット | フィニッシュ・ウィンドウ | ターゲット・タイム |
|-------|----------|---------------|--------------|-----------|
| 470級 | 70分 | 20分 | 10分 | 40分 |
| スナイプ級 | 75分 | 20分 | 10分 | 45分 |

- 13.2 指示13.1に定めるマーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過できそうもない場合、レースを中止することができる。これは規則32.1を変更している。
- 13.3 レースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共にN旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇でのN旗の降下には、レース信号N旗の「予告信号は、降下の1分後に発せられる。」の意味は持たない。
- 13.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

- 13.5 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。規則 30.3 及び 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない最初の艇がフィニッシュ後のフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは規則 35、A4、A5.1、A 5.2 を変更している。

14 ペナルティー方式

- 14.1 [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反に関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。これは規則 63.1、A5.1 及び A10 を変更している。レース委員会またはレース委員会は、抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
- 14.2 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。
- 14.3 規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した競技者は、大会 RRS.org のフォームに入力、送信しなければならない。
- 14.4 レース公示の規則およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

15 審問要求

- 15.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、大会.org から申告しなければならない。なお、通信不良等により申告が出来ない場合はプロテスト事務局に申し出なければいけない。
- 15.2 抗議および救済要求または審問再開の要求は、適切な締切時間内に行わなければならない。
- 15.3 抗議締切時刻は、それぞれのクラスに対して、その日の最終レース終了時刻またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の 60 分後とし、その時刻を大会 RRS.org に掲示する。これは規則 61.3、62.2 を変更している。
- 15.4 レース委員会、プロテスト委員会による規則 61.1(b) に基づく競技者への抗議の通告は、口頭もしくは大会 RRS.org に提示される。
- 15.5 当事者または証人として名前があげられているなど、審問に関わる競技者へ通告するために、抗議締切時刻から 30 分以内に通告を大会 RRS.org に掲示する。審問は、大会 RRS.org に掲示された時刻に始められる。調停の呼び出しには LINE オープンチャットで通達する。
- 15.6 規則 42 の違反によりペナルティーを課せられた艇のリストは、大会 RRS.org に掲示される。
- 15.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2(a) を変更している。

16 [NP]安全に関する要件

- 16.1 出艇申告と帰着申告は、その艇の乗員による記名方式としたチェックアウト/チェックインシステムとする。
- 16.2 [SP]その日の第1レースの艇の乗員は、出艇申告書がオープンされてから9:30までに
出艇申告書にサインをしなければいけない。
- 16.3 [SP]その日のレース終了後は、遅くとも指示15.3の抗議締切時刻までに、その日の最
終レースの乗員が帰着申告書にサインを完了させなければいけない。
- 16.4 [SP]出艇しない艇は、出艇申告受付時間内に、帆走指示書もしくは大会ホームページの
リンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。
またその後出艇する場合は、出艇することを陸上本部に報告し許可を得なければい
けない。
- 16.5 [SP]レースからリタイアする艇は帰着後速やかに、帆走指示書もしくは大会ホームペー
ジのリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければな
らない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員
会艇またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。
その後すぐにトラブル等を解消し出艇する場合は、帰着申告書、出艇申告書へのサイン
は不要とする。
- 16.6 レース委員会は帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合には、各艇の意向
に関わらず艇体放棄を含む救助を行うことができる。この強制救助に対しては、艇から
の救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 16.7 競技者はレース中にペナルティーを履行した場合は、帰着後速やかに、大会RRS.orgに
用意された「ペナルティー報告」のフォームに入力し、遅くとも指示15.3の抗議締切
時刻までに、送信しなければならない。
- 16.8 [SP]競技者は、指示15.3に示された抗議締切時刻までに、帆走指示書のリンク先に用
意された「乗員申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。申告は、各ク
ラスの大学単位で行うこと。

17 [NP][DP]装備の交換

- 17.1 損傷による修理交換、または紛失した装備の交換は、帆走指示書のリンク先に用意され
た「装備交換申請」のフォームに入力し、送信しなければならない。その後、最初の適
当な機会にレガッタ・オフィスにて交換の旨を伝えた後、レース委員会の検査を受けて
承認を得なければならない。
- 17.2 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、可能ならば近くのレース委員会艇に装備
の交換がある旨を伝え、指示17.1と同様の手続きを行わなければならない。また、そ
の交換はレース委員会の承認を条件として、海上交換後に完了したレースにさかのぼっ
て認められる。

18 [DP][NP] 装備と計測のチェック

- 18.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、常に検査また計測されることがある。
- 18.2 陸上では、レース委員会により、検査のために直ちに指定された計測場所に艇を持ち込むことを指示されることがある。
- 18.3 海上では、レース委員会により、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。海上での計測を受けるまで、艇にいかなる調整をしてはならない。

19 支援者艇

支援者艇は、指示 1.2(5) の支援チーム規程 (STR) に従わなければならない。

20 ごみの処分

ごみは、支援者艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

21 各リンク

[乗員申告書](#)

[リタイヤ報告](#)

[装備交換申請](#)

[大会ホームページ](#)

[大会 RRS.org](#)

【添付図A】 「スタート・エリア」

指示 10.2 にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。

